

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書面は、香川県収用委員会事務局において保管してあるので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により公告する。

平成26年4月25日

香 川 県 収 用 委 員 会

1 書面の種類

平成26年4月24日付け権利取得及び明渡しに係る裁決書の正本

2 送達を受けるべき者の氏名及び住所

岩田 信儀 住所不明。ただし、戸籍附票記載の住所 福岡県北九州市戸畑区浅生2丁目9番
7号

3 書面の受領等

当収用委員会事務局にて、送達すべき事項を記載した書面の交付を受けること。
受領しないときは、平成26年5月16日をもって送達があったものとみなされる。